

市税等の納付に、便利で安心な

口座振替

をご利用ください

下記の金融機関または市役所窓口でお申込みください

納付に行く手間が
なくなる

納付忘れが
なくなる

手数料が
かからない

【手続きに必要なもの】

- ① 通帳 ② 通帳の届印 ③ 納税(納入)通知書等

【口座振替を取り扱う金融機関(本店・支店を問いません)】

銀 行	常陽銀行・筑波銀行・東日本銀行
信 用 金 庫	水戸信用金庫・佐原信用金庫
そ の 他	茨城県信用組合・なめがたしおさい農協・ゆうちょ銀行



○ゆうちょ銀行をご希望の場合は、郵便局窓口のみの受付となります。

【対象項目・お問合せ先】

市税等の種類	振替(払込)日	お問合せ先	
市県民税(特別徴収は除く)	各納期の末日	税務課	63-1111(内線137)
固定資産税			
軽自動車税			
国民健康保険税	各納期の末日		
後期高齢者医療保険料	各納期の末日	市民課	63-1111(内線123)
介護保険料(65歳以上)	各納期の末日	高齢福祉課	63-1111(内線127)
下水道受益者負担金	各納期の末日	上下水道課	63-1111(内線323)
市営住宅家賃	毎月25日	都市建設課	63-1111(内線347)
教育・保育保護者負担金	毎月25日	子育て支援課	63-1111(内線388)
学童保育保護者負担金(※1)	毎月25日		
水道料金(※2)	毎月26日	ヴェオリア・ジェネッツ(株) 潮来営業所	63-1111(内線336)
下水道使用料(※2)			
農業集落排水使用料(※2)			

○振替(払込)日が土日祝日の場合は、金融機関の翌営業日に振替となります。

○私立認定こども園については、直接納付することとなりますので、ご利用の園にお問合せください。

※1 学童保育保護者負担金については、ゆうちょ銀行はご利用いただけません。

※2 水道料金、下水道使用料、農業集落排水使用料は、申込用紙が他と異なりますのでご注意ください。

【ご注意!】

○手続きが完了するまでには時間がかかります。お申込みいただいた月の翌月下旬以降の納期分から、口座振替を開始します。

○一度お申込みいただければ、毎年手続きをする必要はありません。ただし、納税義務者や口座に変更があった場合は、再度手続きが必要となります。

○振替できなかった場合、再振替は行っておりませんので、口座の残高確認は、振替日の前日までをお願いします。
(※2の水道料金、下水道使用料、農業集落排水使用料については、前月分の再振替を行っております。)

○長期間にわたり取引がない、課税がない、振替できない等の場合、口座振替登録を解除(停止)する場合があります。